

関西電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社
に対する業務改善命令に係る報告書

令和5年6月19日

電力・ガス取引監視等委員会

目次

I. 総論	1
1. 事案の概要	1
2. 概括的な状況	1
3. 考えられる再発防止策等について	3
4. 各事案への対応について	6
5. 公正取引委員会からの情報提供について	8
6. 今後の対応について	12
7. 結語	12
II. 各事案について	13
別添1 関西電力に係る事実認定等	14
別添2 中電ミライズに係る事実認定等	23
別添3 中国電力に係る事実認定等	27
別添4 九州電力及び九電みらいに係る事実認定等	31

I. 総論

1. 事案の概要

中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社（以下、それぞれ「中部電力」「中電ミライズ」「九州電力」「九電みらい」という。）は、2023年3月30日、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）との間で、互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限することを合意していたことなどにより、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為（カルテル）を行っていたものとして、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた。なお、関西電力は、独占禁止法に基づく課徴金減免制度により、課徴金が免除されている。

各社が公正取引委員会から受けた命令の概要

事業者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額
関西電力	—	—	—
中部電力	—	○	201億8338万円
中電ミライズ	○	○	73億7252万円
中国電力	○	○	707億1586万円
九州電力	○	○	27億6223万円
九電みらい	○	—	—
（課徴金合計額）	—	—	1010億3399万円

電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）は、2023年3月30日、上記事業者のうち小売電気事業者である関西電力、中電ミライズ、中国電力、九州電力及び九電みらいに対し、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第114条第2項の規定により委任された同法第106条第3項の規定の権限に基づく報告徴収（以下「報告徴収」という。）を実施した（以下、報告徴収の対象となったこれら5社を、「5社」という。）。なお、中部電力は、2020年4月1日付けでその小売電気事業を中電ミライズに承継していることから、中電ミライズに対する報告徴収の対象は2020年3月31日以前の中部電力による小売電気事業の運営に関する事項を含むものである。

加えて、当委員会は、同日付けで行われた公正取引委員会からの情報提供に基づき、旧一般電気事業者¹10者及び新電力数社に対し、任意のヒアリング調査を行った。

本報告書は、こうした事案解明作業を踏まえて作成したものであり、「I. 総論」では事案の全体像や再発防止策、各事業者に求めるべき対応等を示し、「II. 各事案について」において、本日時点で認定した各事案の事実関係を記載している。

ただし、カルテルの成否については、当委員会として何らかの認定をするものではない。

2. 概括的な状況

中部電力、中電ミライズ及び中国電力は公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令に対する取消訴訟を提起することを既に表明しており、公正取引委員会による事実認

¹ 電力の小売全面自由化以前において一般電気事業者であった事業者及びその小売電気事業者の地位を承継した事業者を指す。以下同じ。

32 定や独占禁止法の解釈についても争うとしている。

33 しかし、電気事業法上の観点からは、カルテルに該当する行為を行うことだけでなく、長
34 らく地域独占が認められ、自由化後もなお高いシェアを維持し続けている旧一般電気事業者
35 が、相互に、カルテルと疑われるような行為を行うこと自体、電力の適正な取引の確保の観
36 点から問題となるものであり、司法による独占禁止法上の判断が定まるのを待つことなく、
37 改善を図るべきものであると考えられる。

38 このような問題意識・必要性から、当委員会としては、各社の訴訟提起の動きにかかわら
39 ず、5社に対して調査を継続することとした。また、5社のうちには公正取引委員会による
40 事実認定等に対して異議を訴える者もある中、公正取引委員会が行った事実認定にそのまま
41 立脚するのではなく、当委員会が行った報告徴収によって確認された書類や、当委員会によ
42 るヒアリングに基づき、電気事業法上の処分について検討する観点から独自に事実認定を行
43 うこととした。

44 「Ⅱ. 各事案について」に記載のとおり、関西電力を中心とした各社の意見・情報交換等
45 の状況は事案によってそれぞれ異なるが、以下に概括的な状況をまとめた。

46 47 (1) 公正取引委員会の事実認定等に対する認否

48 まず、独占禁止法の課徴金減免制度（いわゆるリニエンシー制度）の適用を受けた関西
49 電力は、排除措置命令及び課徴金納付命令のいずれも対象となっていないが、公正取引
50 委員会によってカルテルを行った事業者として認定されている。当委員会による報告徴収
51 に対し、関西電力は、公正取引委員会によって認定された事実を争わない旨回答した。

52 中部電力及び中電ミライズは、公正取引委員会の2023年3月30日付け排除措置命令
53 及び課徴金納付命令に対し、事実認定と法解釈について公正取引委員会との間で見解の相
54 違があることを理由として、同日付けで、取消訴訟を提起することを決定し、公表した。
55 また、当委員会が同日付けで行った報告徴収に対して、中電ミライズは、公正取引委員会
56 が行った当該認定を争う旨回答している。

57 中国電力は、当委員会が2023年3月30日付けで行った報告徴収に対して、2023年4
58 月12日時点では、公正取引委員会が行った事実認定の主要部分について、その認否を検
59 討中である旨回答したが、2023年4月28日付けで、事実認定と法解釈において同社と公
60 正取引委員会との間で一部に見解の相違があることを理由として、取消訴訟を提起するこ
61 とを決定し、公表した。

62 九州電力及び九電みらいは、当委員会が2023年3月30日付けで行った報告徴収に対
63 し、公正取引委員会との間において事実認定等に関して見解の相違があることから、各命
64 令の内容を精査・確認の上、今後の対応を慎重に検討していく旨回答しており、現在もそ
65 の状況に変化はないとのことである。

66 67 (2) 関西電力を基点とした各社間・各階層間における頻繁な情報交換等

68 上記のとおり、カルテルの成否については訴訟で争うとしている事業者がいる一方、電
69 気事業法に基づく機関である当委員会として、カルテルの成否については何らの認定を行
70 うものではない。

71 しかしながら、旧一般電気事業者の間で価格戦略や顧客獲得戦略等の営業情報を共有す
72 ることは、カルテルの疑いを招く行為であって、電力の適正な取引の確保の観点から問題

73 となると考えられるところ、5社に対し、事業者間での意見・情報交換の実施状況等につ
74 いて報告徴収を実施した。

75 その結果、以下の期間において、関西電力を基点とした各社間において、経営層、役員
76 や管理職など、各階層間で少なくとも数十回に及ぶ頻繁な意見・情報交換が行われていた
77 ことが確認された。

78 関西電力—中部電力	2017年11月～2020年9月
関西電力—中国電力	2017年11月～2020年12月
関西電力—九州電力、九電みらい	2017年10月～2020年9月

79
80 意見・情報交換の内容は多岐にわたるが、関西電力と各社との間で、相互のエリアにお
81 ける販売状況や域外進出²の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等
82 に関するやり取り（関西電力から一方的に説明を聞いたものも含む。以下「本件情報交換
83 等」という。）が含まれるものを行ったことが一定回数以上確認された。

84 前述のとおり、旧一般電気事業者は、電力自由化以前には許可制による実質的な地域独
85 占制が認められており、小売の全面自由化がなされた後も依然として各々のエリア³にお
86 いて高いシェアを有する者であることも踏まえれば、旧一般電気事業者（九州電力にあっ
87 ては、その子会社である九電みらいを含む。以下同じ。）が本件情報交換等を一定回数以
88 上行ってきたことは、カルテルが認められるか否かにかかわらず、小売電気事業者間の適
89 正な競争に対する信頼を著しく害するものであって、電力自由化の趣旨に反し、電気事業
90 の健全な発達に支障が生ずるおそれがあることは明らかであると認められる。

91 92 (3) 組織的な対応

93 上記のとおり、関西電力と各社との間の本件情報交換等においては、経営層、役員や管
94 理職など、様々な立場にある社員の関与が確認されるとともに、必ずしも全てではないが、
95 少なくとも本件情報交換等の結果や対応方針等について、業務外の私的な懇親会という形
96 式の中で行われたものも含め、メールや議事録等といった形で各社内での情報共有が図ら
97 れている場合があったことを確認した。

98 したがって、いずれの会社においても、旧一般電気事業者間の本件情報交換等について、
99 一部の社員の個人的な行動に限定されるものではなく、経営層を含めた組織的な対応が行
100 われていたものと認められる。

101 102 3. 考えられる再発防止策等について

103 (1) 本事案の背景と原因

104 本事案の調査は、電力各社に対し、公正取引委員会によるカルテルの認定がなされ、排
105 除措置命令と課徴金納付命令がなされたことを契機とするものであるが、取消訴訟の提起
106 を決定している事業者や未だ検討中の事業者がいることに鑑みれば、カルテルの成否その
107 ものを電気事業法上の処分の根拠とすることは適当ではなく、あくまで、各事業者が行っ

² 小売電気事業において自らのエリア外に進出することを指す。以下同じ。

³ 各旧一般電気事業者10社の電力の小売全面自由化以前の供給区域を指す。脚注2及び以下において同じ。

108 てきた行為そのものが電気事業法上の処分対象となるかどうかを個別に判断すべきであ
109 る。

110 そもそも、公正取引委員会によるカルテル認定が行われたことは、社会的影響の極めて
111 大きい事象であるとともに、累次の電力システム改革を通じ段階的に進めてきた電力自由
112 化の趣旨や意義そのものへの疑念を抱かせるものである。各事業者は、カルテルと疑われ
113 るような行為そのものを慎むべきであった。

114 そのためにも、当委員会として認定した、本件情報交換等を避けることは、小売電気事
115 業者間における適正な競争を確保し、電気事業の健全な発達を図るために不可欠である。

116 公正取引委員会による事実認定や、公正取引委員会から当委員会への情報提供にも記載
117 されていた、いわゆる「仁義切り」を始めとした、旧一般電気事業者間の本件情報交換等
118 が行われた原因や背景としては、許可制による実質的な地域独占制のもとで発電・送配電・
119 小売を一貫して運営していた時代の意識に十分な変容が生じていないことが挙げられる。
120 電力の小売全面自由化が2016年に行われ、競争の進展に伴い、旧一般電気事業者の意識
121 にも一定の変化は生じているが、少なくとも、今回の事案の対象となっている事業者につ
122 いては、完全な意識改革には未だ至っていなかったものと評価される。

123 また、各社においては、既に独占禁止法や一般的なコンプライアンスに関する研修を各
124 階層で実施していたことは認められるが、それにもかかわらず本件情報交換等が行われて
125 いた点に鑑みれば、これらの研修は奏功していなかったと評価される。

126 加えて、社内の監査体制も十分には機能していなかったと評価される。いわゆる3線管
127 理⁴の徹底も含め、社外の第三者による継続的な監査も加えるなど、チェック体制の充実
128 化を図ることが強く求められる。

130 (2) 再発防止策に求められる内容

131 上記の背景や原因を前提として考えると、電気事業の健全な発達を図るという電気事業
132 法上の観点からは、各事業者に求めるべき再発防止策として、再発防止のための計画（以
133 下「改善計画」という。）を策定の上、公表し、これを確実に実施することを求めるべき
134 である。また、改善計画には、少なくとも以下の要素を含むことを求めるべきである。

135 ① 内部監査・第三者による監査の継続的な実施

136 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数
137 に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・
138 評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。

140 ② 他事業者との接触に関するルール整備及び事前・事後統制の徹底

141 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会
142 及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕
143 組みを講じること。

⁴ COSO (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission: トレッドウェイ委員会支援組織委員会)「内部統制の統合的フレームワーク」において示されている考え方であり、組織の部門を①現業部門、②管理部門、③内部監査部門に分類し、それぞれに対して、リスク管理における3つの役割(ディフェンスライン)を担わせることによって内部統制を実行していくというもの。

144
145 **③ 社内会議における法令遵守モニタリングの仕組みの整備**

146 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリン
147 グを行う仕組みを整えること。

148
149 **④ 競争に関する研修の充実、対象者を網羅することの徹底、対象者受講の徹底**

150 小売電気事業者間の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売
151 電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に
152 関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むものであること。

153 また、継続的な研修等について、対象者の受講率等を把握することなどにより、当該
154 研修等の実効性が図られるものであること。

155
156 **⑤ 社内リネンシー制度及び内部通報制度の社内周知徹底**

157 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める
158 規程の作成に加え、役職員に対する当該規程による制度（社内リネンシー制度）及び
159 内部通報制度の継続的な周知徹底を行うこと。

160
161 **(3) 各社に求めるべきその他の事項**

162 本事案が、旧一般電気事業者間のエリアを越えた適正な競争に対して強い疑念を生じさ
163 せたものであることに鑑みれば、関係する旧一般電気事業者間の競争環境の実態を把握し、
164 適正な競争を回復・維持する観点からは、業務改善計画の実施状況等につき継続的な報告
165 を求めるとともに、各社によるエリア外への進出の実績や、今後のエリア外への進出に当
166 たって障害となる要因等についても、当委員会又は経済産業省の求めに応じて報告を行う
167 よう求めるべきである。

168 なお、各社によるエリア外への進出の実績や、今後のエリア外への進出に当たって障害
169 となる要因については、旧一般電気事業者全体から情報を集めることで、今後の制度設計
170 等を円滑に進めていくことが可能となると考えられることから、非公開を前提とした上で、
171 本事案の対象となっている事業者に留まらず、全ての旧一般電気事業者に当委員会又は経
172 済産業省の求めに応じて報告を求めるべきである。

173
174 **(4) 各社に求めるべき再発防止策等のまとめ**

175 以上を踏まえ、各事業者に対して業務改善を求める内容は、以下が適当である。

- 176 ① 電圧種別等にかかわらず、相互に競争関係にある他の小売電気事業者と共同してカル
177 テル及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、他の旧一般電気事業者（そ
178 の子会社を含む。）との間で、相互のエリアにおける電気料金（見積りの提示を含む。）
179 又は営業方針等に関する意見・情報交換等を行わないこと
- 180 ② 再発防止のための業務改善計画の提出（少なくとも以下の事項を含むこと）
- 181 ・内部監査・第三者による監査の継続的な実施
 - 182 ・他事業者との接触に関するルール整備及び事前・事後統制の徹底
 - 183 ・社内会議における法令遵守モニタリングの仕組みの整備
 - 184 ・競争に関する研修の充実、網羅的な実施、対象者による受講の徹底

185 ・社内リニエンシー制度及び内部通報制度の社内周知徹底

186 ③ 域外進出のこれまでの状況及び今後の域外進出の障害についての報告書の提出

187 ※なお、競争への影響を排除する観点から、本報告書の内容は非公開とした上で、本事
188 案の対象となっている事業者以外の旧一般電気事業者全社にも別途求めることとす
189 べきである。

190 ④ 今後、上記②又は③について当委員会又は経済産業省が報告又は説明を求めた場合に
191 はこれに応じること

192 ⑤ 事案の内容及び発生原因を社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行
193 うこと

194 195 (5) 当委員会の監視機能の強化

196 事業者側の再発防止策の検討とその実施に加え、継続的な実施が適切になされているか
197 どうかを確認するとともに、適切なルール整備を併せて検討する観点からも、当委員会の
198 監視機能の強化の具体的な在り方についても、今後、検討を深めていくべきである。

200 4. 各事案への対応について

201 (1) 考え方

202 当委員会は、事案の処理に関し、経済産業大臣への勧告（法第 66 条の 13）、委員会とし
203 ての電気事業者に対する勧告（法第 66 条の 12）を行う権限を付与されている。また、委
204 員会の事務として、事業者に対する行政指導を行うことも考えられる。

205 各事案の処理に関する考え方としては、法においてカルテル等を禁止する個別の条項は
206 存在しないため、個別の事案ごとに、次の観点に照らして、電気の利用者（需要家）の利
207 益の保護及び電気事業の健全な発達への支障等の観点から処分の内容を検討することが
208 適当である。

- 209 ・電気事業の健全な発達への支障及び需要家の利益の被害の程度
- 210 ・行為の悪質性
- 211 ・故意性の有無・過失の程度
- 212 ・組織性・計画性の有無
- 213 ・法令遵守体制、内部監査、コンプライアンス管理体制の実効性
- 214 ・経営者の法令・コンプライアンス遵守に対する認識

215
216 なお、法は、公共の利益を阻害するような状況を放置することを防ぐため、小売電気事
217 業者の登録の取消し（法第 2 条の 9）の措置を、経済産業大臣がとり得ることを定めてい
218 る。

219 一方で、小売電気事業者の登録の取消しを行った場合には無契約者が生じるおそれがあ
220 る。このため、法においては、小売電気事業の登録の取消しについては、①小売電気事業
221 者が電気事業法又は電気事業法に基づく命令の規定に違反したこと、及び、②電気の利用
222 者の利益への影響を勘案し、当該事業者の事業継続を認めることが「公共の利益を阻害す
223 ると認められる」ことが要件とされている。

224 本事案は、電力自由化の趣旨に反し、電気事業の健全な発達に支障を及ぼす又は及ぼす
225 おそれのあるものであり、極めて遺憾なものである。他方、本事案に係る行為を直接に禁

止することを内容とする電気事業法又は電気事業法に基づく命令の規定は存在しないため、各社は電気事業法又は電気事業法に基づく命令の規定に違反したものではない(①)。また、登録の取消しにより無契約となる需要家(特に低圧)が被る不利益(たとえば、短期間でのスイッチングを大量の需要家が強いられることとなる等)と、今回の事案(本件情報交換等の対象は主に特高・高圧)によってもたらされた電気の使用への不利益、小売電気事業者間の競争環境を今後見極める必要性などを勘案したときに、この時点で登録の取消しを行うことが公共の利益に適うとは必ずしも言えないと考えられる(②)。

したがって、本事案に関与した事業者に対しては、小売登録の取消しよりも、業務改善命令等の処分を行った上で、再発防止策の徹底を求めることが適当と考えられる。

(2) 各事案への対応

報告徴収の結果を踏まえて認定した各事案の事実関係は、「II. 各事案について」に記載しているところであり、これらを上記(1)の整理にあてはめた場合、以下のとおり、各事業者に対して業務改善命令を行うことが妥当であると当委員会として考えるものである。

各事業者の事案に関し、当委員会として妥当と考える対応

事業者	対応	主な理由
関西電力	業務改善命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中部電力・中国電力・九州電力(九電みらいを含む。)の経営層以下との間で相互のエリアに係る本件情報交換等を長期にわたり頻繁に行い、その中で競争制限の働きかけを継続して行ってきたことに加え、公正取引委員会から2023年3月30日付けで情報提供があった内容の多くが該当し、これらによって小売電気事業に係る適正な競争に対する信頼を著しく害し、電気事業の健全な発達に極めて大きな支障を及ぼしたと認められる。 ・ 経営層が参加する会議において意思決定を行った後、その方針を経営層以下の各階層において主体的に実施してきたものであり、悪質性・故意性・組織性、経営者の法令遵守に対する意識の低さがあったことが認められる。 ・ 本事案が、外部から関西電力への情報提供を端緒として発覚したものであることに鑑みれば、法令遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分と認められる。
中電ミライズ	業務改善命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西電力との間で、長期にわたり頻繁に意見・情報交換を行い、その中には相互のエリアにおける本件情報交換等が一定回数以上確認されたものであって、これによって小売電気事業に係る適正な競争に対する信頼を著しく害し、電気事業の健全な発達に支障が生ずるおそれがあると認められる。 ・ 関西電力との間の意見・情報交換の少なくとも一部には経営層の関与も認められることなどから、悪質性・故

		<p>意性・組織性、経営者の法令遵守に対する意識の低さがあったことが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西電力との間で意見・情報交換が継続していた間、社内において、監査や適切な部署への通報等により本件情報交換等が是正されたことは確認できず、法令遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分と認められる。
中国電力	業務改善命令	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力との間で、相互のエリアにおける本件情報交換等を長期にわたり頻繁に行ってきたものであることに加え、その中で関西電力に対して中国エリアにおける入札参加等への配慮を求めた事実も確認されており、これらによって小売電気事業に係る適正な競争に対する信頼を著しく害し、電気事業の健全な発達への支障が生じたと認められる。 ・関西電力との間の本件情報交換等は、経営層が自ら行ったもののほか、経営層に対してその内容が共有されていたものもあることから、少なくとも一部には経営層の関与も認められ、悪質性・故意性・組織性、経営者の法令遵守に対する意識の低さがあったことが認められる。 ・関西電力との間で本件情報交換等が継続していた間、社内において、監査や適切な部署への通報等によりこれが是正されたことは確認できず、法令遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分と認められる。
九州電力 九電みらい	業務改善命令	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力との間で、長期にわたり頻繁に意見・情報交換を行い、その中には相互のエリアにおける本件情報交換等が一定回数以上確認されたものであって、これによって小売電気事業に係る適正な競争に対する信頼を著しく害し、電気事業の健全な発達に支障が生ずるおそれがあると認められる。 ・関西電力との間の本件情報交換等は、経営層が自ら行ったもののほか、経営層に対してその内容が共有されていたものもあることから、少なくとも一部には経営層の関与も認められ、悪質性・故意性・組織性、経営者の法令遵守に対する意識の低さがあったことが認められる。 ・関西電力との間で本件情報交換等が継続していた間、社内において、監査や適切な部署への通報等によりこれが是正されたことは確認できず、法令遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分と認められる。

243

244 **5. 公正取引委員会からの情報提供について**

245 公正取引委員会は、2023年3月30日付けで、中部電力、中電ミライズ、中国電力、九州電
246 力及び九電みらいに対して、独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を行った。
247 これに併せ、公正取引委員会から当委員会に情報提供が行われたものであり、以下にその内容
248 を抜粋する。

第3 電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供

本件審査において認められた以下の事実等について、電気の小売供給市場における競争の適正化を図るため、電力・ガス取引監視等委員会に対し情報提供を行った。

- 1 違反事業者により、前記第1の2の独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと。
- 2 旧一般電気事業者及びその販売子会社は、会合等において、営業活動に関する情報交換を行っていたこと。また、旧一般電気事業者及びその販売子会社は、自社の供給区域外の顧客に営業活動を行う際に、当該区域を供給区域とする旧一般電気事業者に対して、「仁義切り」などと称して、当該顧客に営業活動を行うことなどに関する情報交換を慣習的に行っていたこと。当該情報交換は、旧一般電気事業者及びその販売子会社の代表者、役員級、担当者級といった幅広い層で行われていたこと。
- 3 電力・ガス取引監視等委員会が、旧一般電気事業者及びその販売子会社の小売供給価格を監視するモニタリング調査を行っていたところ、旧一般電気事業者及びその販売子会社の中には、当該調査を行っていたことを利用し、他の旧一般電気事業者に対し、安値での小売供給に関して牽制等をしていた者がいたこと。
- 4 旧一般電気事業者の中には、競争により顧客移動が生じていることを示すために、価格競争によらず、相互に顧客を獲得することを企図していた者がいたこと。
- 5 旧一般電気事業者の中には、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電又は調達してきたところ、自社又はその販売子会社の小売価格及び自社の販売子会社に卸供給する価格を、当該販売子会社以外の新電力（注10）に卸供給を行う価格よりも安価に設定していた者がいたこと。
- 6 旧一般電気事業者の中には、卸売市場への電気の供給量の絞り込みを行い、市場価格（注11）を引き上げることなどにより、外部からの調達に依存する新電力の競争力を低下させることを企図していた者がいたこと。
- 7 旧一般電気事業者の中には、新電力に対し、相対取引で電気の卸供給を行うに当たり、当該旧一般電気事業者の供給区域においては当該電気の小売供給を行わないように求めていた者がいたこと。

（注10）「新電力」とは、電気の自由化により新規に参入した小売電気事業者をいう。

（注11）日本卸電力取引所からの調達価格

249

250 今回、2023年3月30日付けで当委員会が行った報告徴収、当該情報提供に基づいて当委員
251 会が実施した旧一般電気事業者10社及び新電力数社の任意ヒアリング調査結果を基に、当該
252 情報提供への対応についても以下検討する。

253

（1）公正取引委員会による電力各社への命令

254

255 本項目は単に事実関係を述べたものであり、当委員会としての対応は不要である。

256
257 **(2) 旧一般電気事業者による営業情報等の交換、仁義切り**

258 当委員会による報告徴収の結果としても営業情報等の交換は確認された。また、旧一
259 般電気事業者 10 社に対するヒアリングにおいても、東京電力エナジーパートナー株式
260 会社（以下「東京電力 EP」という。）、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力株式会
261 社（以下「四国電力」という。）及び九州電力は、域外供給を行う際に事前通告をした
262 ことがあるとの回答であった。さらに、東北電力株式会社、東京電力 EP、中部電力、関
263 西電力、中国電力、四国電力及び九州電力は他の旧一般電気事業者から域外供給等の事
264 前通告を受けたことがあるとの回答であった。

265 旧一般電気事業者（その子会社を含む。）間における営業情報等の交換が各階層にお
266 いて頻繁に行われ、交換された情報が同一社内で組織的に共有される場合、そのような
267 事象が電力の適正な取引を阻害するとの疑念を惹起するとともに、電気事業の健全な発
268 達に支障が生ずるおそれがあると言うべきである。そして、この部分については、前述
269 のとおり、本件情報交換等が頻繁に行われていたことが報告徴収によって認められた各
270 社への業務改善命令を求めることとした。

271 これに対して、「仁義切り」については、新規参入者が既存事業者に対して競争を挑
272 むことへの予告として行われることも想定されるところ、それが単に域外進出の事前通
273 告のみであるならば、それ自体は電気事業の健全な発達に支障を及ぼすものとは言えず、
274 電気事業法上の問題はないものと考えられる。

275
276 **(3) 当委員会による小売供給価格の調査を利用した安値での小売供給の牽制等**

277 公正取引委員会からの情報提供における「牽制」の意味するところは必ずしも明ら
278 かではないが、当委員会による報告徴収及びヒアリングの結果、関西電力について、
279 少なくとも 2018 年 11 月 16 日には九州電力に対し、九電みらいの安値販売に対する
280 懸念を表明し、2018 年 12 月 14 日には中部電力に対し、同社を含む旧一般電気事業者
281 の安値販売に対する懸念を表明したことが認められた。

282 かかる行為は、関西電力が各社との間で頻繁に行っていた本件情報交換等の中で行わ
283 れたものであり、電力の適正な取引を阻害するとの疑念を惹起し、電気事業の健全な発
284 達に支障が生ずるおそれがあると言うべきである。したがって、この部分については、
285 関西電力への業務改善命令を求める根拠の一つに位置付けることとした。

286
287 **(4) 価格競争によらず、相互に顧客を獲得することを企図していた者がいたこと**

288 当委員会による報告徴収及びヒアリングの結果、関西電力が 2017 年 10 月に行った
289 経営層が参加する会議に配布された資料において、「小売側においても相互参入の姿を
290 見せることにより、非対称規制の撤廃を勝ち取ることが重要」、「見える形で電力間の需
291 要の持ち合いを演出する」との文言が記載されており、この資料に基づく方針が承認さ
292 れたことが認められた。これらは、電力の適正な取引を阻害する行為が行われたとの疑
293 念を惹起し、電気事業の健全な発達に支障が生ずるおそれがある行為と認められる。し
294 たがって、この部分については、関西電力への業務改善命令を求める根拠の一つに位置
295 付けることとした。

297 (5) 自社又はその販売子会社の小売価格及び自社の販売子会社に卸供給する価格を、当
298 該販売子会社以外の新電力に卸供給を行う価格よりも安価に設定していた者がいたこ
299 と

300 公正取引委員会に対し、当該情報に関し追加的な情報の提供を求めたところ、同委員
301 会は、当該事案は、2019年1月に電力・ガス取引監視等委員会が九州電力に対し改善
302 を求め、2020年4月に価格が是正された事案である旨説明し、この説明は、当委員会
303 内部の記録とも整合的なものであった。

304 また、旧一般電気事業者10社へのヒアリングにおいても、当委員会が既に対応済み
305 の事案以外に、その後、合理的な理由なく社内あるいはグループ内に対する卸売価格を
306 他社に対する卸売価格より安価に設定している事例は確認されなかった。これは、当委
307 員会が2020年7月に旧一般電気事業者に求めたコミットメントに基づき、2021年度か
308 ら実施されている卸取引の内外無差別の取組が、本項目においてこれまでのところは奏
309 功していることの証左でもあると言える。また、今後とも、当委員会において各社の取
310 組について定期的にフォローアップを行っていくこととしている。

311 したがって、公正取引委員会からの情報提供のうち、本項目については、対応済みで
312 あると考えている。

313
314 (6) 卸売市場への電気の供給量の絞り込みを行い、市場価格を引き上げることなどによ
315 り、外部からの調達に依存する新電力の競争力を低下させることを企図していた者が
316 いたこと

317 当委員会による報告徴収及びヒアリングの結果、関西電力が2017年10月に行った
318 経営層が参加する会議に配布された資料において、「各社が（ベースも含めた）供給力
319 の絞り込みを行い、需給構造の適正化、ひいては市場価格の適正化を実現することが重要
320 （これにより、固定費を持たず、インバランスに依存するような新電力を市場から退出
321 させるとともに発電設備を有する我々の収益も一定程度改善することが期待）」との文
322 言が記載されており、この資料に基づく方針が承認されたことが認められた。

323 これは、電力の適正な取引を阻害する行為が行われたとの疑念を惹起し、電気事業の
324 健全な発達に支障が生ずるおそれがある行為と認められる。したがって、この部分につ
325 いては、関西電力への業務改善命令を求める根拠の一つに位置付けることとした。

326
327 (7) 新電力に対して電気の卸供給を行うに当たり、自らの供給区域においては当該電気の
328 小売供給を行わないように求めていた者がいたこと

329 今回の報告徴収においては、該当する事実は確認されなかったが、旧一般電気事業者
330 10社に対するヒアリングにおいては、類似の事例として、以下3社の説明があった。

- 331 ・東京電力 EP：2021年までは新電力の希望を聞き取った上で、希望するエリアでの利
332 用に限定する旨の記載を契約書に入れていた。
- 333 ・中国電力：2016年、2017年頃、中国エリア外での利用を希望する新電力がいたため、
334 中国エリア外での小売供給に限定する取引があったが、契約書にその旨を記載したこ
335 とはなかった。
- 336 ・九州電力：九州エリア外で卸したものはエリア外で利用し、九州エリア内で卸したも
337 のはエリア内で利用するというを契約書に明記していた。

338 なお、3社とも既にこのような運用は行っていないことも確認している。

339 現在、当委員会としても、新電力へのヒアリングやアンケート調査を実施するなど、
340 情報収集を継続しているところであり、これらの調査結果等も踏まえ、その結果に応じ
341 て適切に対応してまいりたい。

342 343 6. 今後の対応について

344 345 (1) 再発防止に向けた制度的対応の検討、当委員会の監視機能の強化

346 本事案のような事象の再発を防止するため、適切なルール整備に加えて、当委員会
347 の監視機能の強化の具体的なあり方についても、今後、検討を深めていくべきである。

348 各社によるエリア外への進出の実績や、今後のエリア外への進出に当たって障害と
349 なる要因については、旧一般電気事業者全体から情報を集めることで、今後の制度設
350 計等を円滑に進めていくことが可能となると考えられる。そこで、これらの事項につ
351 いては、非公開を前提とした上で、本事案の対象となっている事業者にとどまらず、
352 全ての旧一般電気事業者に対して継続的に報告を求め、その結果を踏まえて適正な競
353 争を促すための制度的措置について検討を深めていくべきである。

354 355 (2) 当委員会における当面の監視の強化

356 事業者側の再発防止策の検討とその実施に加え、継続的な実施が適切になされている
357 かどうかを確認するほか、旧一般電気事業者のエリア外への進出の状況等を踏まえ、同
358 種事案への監視を強化すべきである。

359 360 (3) 公正取引委員会に対する小売の競争状況に関する情報提供

361 関係行政機関間の協力関係を構築することにより、小売電気事業者間の適正な競争
362 を促す観点から、電気事業をめぐる様々な制度やルールの最新の状況や、当委員会に
363 おいて把握している小売電気事業に係る競争状況、当委員会において独占禁止法違反
364 の疑いのある情報を認知した場合にはその情報等につき、可能な範囲で公正取引委員
365 会に対して情報提供を行っていくこととしたい。

366 367 7. 結語

368 今般の事案は、小売電気事業者間の公正な競争を揺るがしかねないものであり、極めて遺
369 憾である。今回の事案を発生させた小売電気事業者においては、徹底した対策を講じ、電気
370 の使用者や新電力を含む関係者からの信頼を取り戻すべきである。また、再発防止に向け社
371 内の意識改革を徹底するべきである。加えて、当委員会としても、今回の事案の発生に鑑み、
372 一層厳格に監視を行っていく。

374 **Ⅱ. 各事案について**

375 各事案の具体的な事実関係は以下のとおりである。

376 なお、各別添資料記載の事実認定は、これまで判明している事案に係る事実関係を対象
377 としたものであり、処分方針はかかる事実関係を前提としたものである。

378

379 **1. 関西電力に係る事実認定等**

380 別添1「関西電力に係る事実認定等」のとおり。

381

382 **2. 中電ミライズに係る事実認定等**

383 別添2「中電ミライズに係る事実認定等」のとおり。

384

385 **3. 中国電力に係る事実認定等**

386 別添3「中国電力に係る事実認定等」のとおり。

387

388 **4. 九州電力及び九電みらいに係る事実認定等**

389 別添4「九州電力及び九電みらいに係る事実認定等」のとおり。

390

391

395 本書記載の事実認定は、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）に対し、電力・ガ
396 ス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）が2023年3月30日付けで行った、電気事
397 業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第114条第2項の規定により委任された
398 法第106条第3項の規定の権限に基づく報告徴収（以下「報告徴収」という。）やヒアリング
399 の結果に基づき、当委員会が行うものである。

400 ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下
401 「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為（カルテル）
402 の成否については、当委員会として何らかの認定をするものではなく、また、関西電力に関す
403 る当委員会の事実認定の内容についても、関西電力以外の他社が、今後、カルテルに関する取
404 消訴訟等の中で争い、別の事実を主張する可能性があることを前提として明記する。

405 しかしながら、カルテルの成否や取消訴訟等で主張される内容がいかなるものであったとし
406 ても、電気事業法上の処分を検討する前提として当委員会が行う本書記載の事実認定が左右さ
407 れるものではない。

409 第1. 勧告の前提となる事実関係

411 1. 公正取引委員会による認定について

412 2023年3月30日に公正取引委員会が行った、旧一般電気事業者らに対する排除措置命
413 令及び課徴金納付命令等において、関西電力は、中部電力株式会社（以下「中部電力」と
414 いう。）、中部電力ミライズ株式会社（以下「中電ミライズ」という。）、中国電力株式会社
415 （以下「中国電力」という。）、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）及び九電
416 みらいエナジー株式会社（以下「九電みらい」という。）とともに、カルテルを行って
417 いたものと認定された。

418 当委員会が同日付けで行った報告徴収に対し、関西電力は、公正取引委員会が行った当
419 該認定に対し、争わない旨を回答した。

421 2. 域外進出に係る意思決定について

422 関西電力は、2017年10月に行われた経営層が参加する会議において、特別高圧及び高
423 圧並びに官公庁入札に関する中国・中部・九州エリアへの進出方針について議論を行い、
424 方針を決定した。同会議においては、少なくとも以下の事項が記載された資料を用いた議
425 論が行われ、了承された。

（管外販売の意義）

- 非対称規制により、現下の市場価格が可変費ベースで形成されていることが大きく影
響しているという背景があり、さらに、再エネ導入の進展によりこの市場価格が一段と
下落していくことが懸念される。
- 従って、①各社が（ベースも含めた）供給力の絞込みを行い、需給構造の適正化、ひい
ては市場価格の適正化を実現することが重要（これにより、固定費を持たず、インバラ
ンスに依存するような新電力を市場から退出させるとともに、発電設備を有する関西
電力の収益も一定程度改善することが期待）。

○また、②小売側においても相互参入の姿を見せることにより、非対称規制の撤廃を勝ち取る事が重要。電力間でエリアを跨いだ需要の持ち合いが進んでいることが望ましく、一時的にはお互いの身を削ることになり、相応の覚悟が必要となるが、適正な市場環境に移行させる上で必要なプロセスであるとの認識を深める必要。

(協調関係の維持)

○①供給力の絞込みや、②小売の相互参入といった取組は、健全な競争環境を作るという目的に最終的につながるものであるが、行き過ぎた競争は本意ではないため、経営レベルではしっかりとコミュニケーションを図り協調して進めてまいりたい。

また、一部のエリアの公共入札に参加する意義として、非対称規制の撤廃に向け、「見える形で電力間の需要の持合を演出する観点」を、一部の会社に対し追加的に説明することも資料に記載されていた。

3. 各社経営層との小売電気事業に係る情報等に関するやり取りについて

前記2.の後、関西電力の経営層以下は、少なくとも2017年11月～2019年の間に、中部電力・中国電力・九州電力(九電みらいを含む。)の経営層以下との間で、意見・情報交換を頻繁に行った。

なお、当委員会として、旧一般電気事業者間の意見・情報交換は、いかなるものであっても法の上で問題があると指摘するものではない。あくまで、旧一般電気事業者(その子会社を含む。)同士が、相互のエリアにおける販売状況や域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り(一方的に説明を聞く場合も含む。以下「本件情報交換等」という。)を行うことは、電力自由化の趣旨に反し、電気事業の健全な発達に支障を生じさせるものとする。

このうち、関西電力の記録に基づく本件情報交換等の期日及び内容(関西電力側の認識)を列挙すると以下のとおり⁵となる。

(対中部電力・中電ミライズ)

※中部電力及び中電ミライズは、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令について取消訴訟を提起する方針を表明しているところ、以下の表中の記載は、あくまで関西電力側の認識に基づくものであって、今後、カルテルの取消訴訟の中で争われる可能性がある点に留意が必要。

年月日	内容(関西電力側の記録、認識)
2017年11月10日	関西電力経営層が中部電力経営層を訪問し、中部エリア内への進出方針を伝達した。具体的には、適正な競争は必要であるが、利益確保の視点も必要であり、経営レベルではこれまでどおりのコミュニケーションを図っていききたいとの趣旨を伝達した。

⁵ なお、これらはあくまで関西電力側の認識に基づく記録であり、中部電力、中国電力及び九州電力には記録がないものもあれば、認識が異なっているものもあるが、独占禁止法上のカルテルの成否を認定することは当委員会の権限の範囲ではないため、当委員会としては、あくまでこれらの各社の行為や認識が、電気事業法上いかなる問題を有するかについて検討を進めるものである。

2017年11月16日	関西電力経営層が中部電力経営層を訪問し、中部エリア内への進出方針等を伝達した。
2018年7月10日	中部エリア内進出後の人的関係維持を目的とした意見交換をした。具体的には、新電力の活動状況や、関西電力が中部エリア内に進出した理由等についての説明等をした。
2018年9月末 (電話)	特定の顧客グループの電力調達スキームに関する意見交換をした。
2018年10月5日	過当競争に対する問題意識等を伝達した。具体的には、関西エリア内では行き過ぎた価格競争からいかに脱するかが問題となっていること、販売量ではなく利益水準が目標となって苦勞していること、関西電力は中部エリアでは行き過ぎた安値価格を提示していないことを伝達した。
2018年10月30日	関西電力から中部電力に対する電源調達依頼、関西電力の中部エリアの活動については、行き過ぎた価格提示を行っていたことが否めず、関西電力としても問題意識を持っていること等を伝達した。
2018年11月2日	関西電力内で意思決定された中部エリア内の営業縮小方針を伝達した。具体的には、関西電力は中部エリアにおいて特別高圧・高圧大口への営業活動を中止し高圧小口への営業活動のみ継続する方針である、もっとも全国一括対応やエリア内重要顧客のエリア外地点、公共入札、アライアンスからの紹介案件については下限値を設定した上で活動を継続する、中部エリアの拠点の増員はせず、現行の要員は高圧小口への営業活動に振り分ける方針であるとの趣旨を伝達した。
2018年11月15日頃	中部電力から電話があり、関西電力の中部エリアにおける営業担当者の説明について連絡があった。
2018年12月14日	関西電力から中部電力に対し、企画部門による営業部門のガバナンスを効かせることによって極端な安売りを生じないようにし、当委員会から不当廉売として問題視されるリスクを解消すべきとの趣旨を伝達した。
2018年12月26日	2018年11月2日の面談内容がそれぞれの社内でどのように理解されているかについて両者の事務局レベルでの認識合わせ及び階層別の人間関係構築を目的とした面談をした。
2019年1月16日	外部の団体の会合で関西電力社員と中部電力社員が面談した。
2019年1月29日	2019年2月8日に予定されている面談に備えた現状認識の共有をした。
2019年1月30日	2018年11月2日の面談内容を踏まえた双方の認識及び現状の認識と階層別の人的関係の構築を目的とした面談をした。
2019年2月6日	2019年2月8日に予定されている面談に備えた現状認識の共有を図ることを目的とした面談をした。
2019年2月8日	中部電力による関西エリア内の提案価格が全体としては上昇傾向にあること、以前のような極端な安値ではないとしても、依然として関西エリア内でそれなりの安値での営業活動を行っていることを認識した上で、中部電力との間では競争を収束させる方向で折り合えたとの認識に基づき、前者の認識を中部電力に婉曲的な表現で伝達した。

450
451
452
453
454

(対中国電力)

※中国電力は、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令について取消訴訟を提起する方針を表明しているところ、以下の表中の記載は、あくまで関西電力側の認識に基づくものであって、今後、カルテルの取消訴訟の中で争われる可能性がある点に留意が必要。

年月日	内容（関西電力側の記録、認識）
2017年11月8日	関西電力経営層が中国電力経営層を訪問し、中国エリア内への進出方針を伝達した。具体的には、適正な競争は必要であるが、利益確保の視点も必要であり、経営レベルではこれまでどおりのコミュニケーションを図っていききたいとの趣旨を伝達した。
2018年7月10日	旧一般電気事業者同士の競争を経済合理性のある販売活動にできるだけ早くシフト・是正すべきとの問題意識を伝達した。
2018年7月27日及びその前後	7月27日の打ち合わせでは、関西電力の域外活動方針の転換に関する検討状況を伝えた可能性がある。 また、7月27日前後に関西電力の域外営業の方針転換について、関西電力単独ではなく、阿吽の呼吸で中国電力も利益重視の方向にならないかとの趣旨を伝達した。
2018年10月上旬	中国エリア内での活動を自重する大枠で企画部門が営業部門と調整中であることや、その具体的内容について電話で伝達した。
2018年10月16日	関西電力の域外活動縮小方針を伝達した。具体的には、中国エリア内の特別高圧・高圧の需要について新規獲得はしないこと、関西電力の広島・岡山の拠点は縮小すること、アライアンスを通じた活動は継続すること、公共入札は適切な頻度・価格で継続することを含む内容を伝達した。
2018年10月16日の面談後の電話でのやり取り	中国エリア内の関西電力の営業方針について、営業人員を縮小すること、ただし、関西電力の活動は一部継続されることを改めて伝達した。
2018年10月23日	関西電力の中国エリア内における活動方針を説明した。具体的には、新規の需要獲得活動は停止するが、既存顧客や提案済みの顧客やアライアンスの活動などは継続し、また、人員は縮小するものの中国エリア内の拠点は残置することを伝達した。
2018年11月8日	2018年10月16日の面談で伝えたとおりに、関西電力は中国エリア内での活動を縮小する方向、と伝達した。
2018年11月8日（電話）	関西電力が中国エリア内の営業体制を縮小することは間違いなく、間もなくその方針が関西電力社内で伝達される予定であるため、今後それが実感できるようになることや、入札はJEPX価格以上で応札すること、入札の応札対象として一定規模以上のものに絞ること等を伝達した。

455
456
457
458
459
460

(対九州電力・九電みらい)

※九州電力及び九電みらいは、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令について取消訴訟を提起するかどうかを現時点では明らかにしていない。以下の表中の記載は、あくまで関西電力側の認識に基づくものであって、今後、九州電力及び九電みらいから何らかの形で争われる可能性がある点に留意が必要。

年月日	内容（関西電力側の記録、認識）
-----	-----------------

2017年12月1日	関西電力経営層が九州電力経営層を訪問し、関西電力の域外進出に当たり、九州エリア内では営業拠点は置かず、公共入札への対応と顧客からの受動案件を中心に対応することを伝達した。また、適正な競争は必要であるが、利益確保の視点も必要であり、経営レベルではこれまでどおりのコミュニケーションを図っていききたいとの趣旨を伝達した。
2018年7月10日	組織改正の話や、関西電力の営業戦略の話として、縮小均衡を目指したい、競争力のない電源を廃止し、保有電源に見合った分量の顧客のみ維持する、結果として安値でつかんでいる顧客は手放す方向で、これまで採ってきた域外営業をはじめ販売拡大戦略はおのずと縮小していくといった内容の話伝達した。
2018年8月3日	九州電力による関西電力訪問。原子力等の電力業界共通の話題に加え、関西電力からは、競争は必要であるが、同時に利益確保も重要であり、行き過ぎた競争はお互いのためにはならないという話をした。
2018年8月6日	九州電力と情報交換を行い、九州電力から得られた九州電力及び九電みらいからの情報を関西電力内部で共有した。これに加え、面談した営業担当者の意見として、「もし関西電力が、九電みらいの関西管内への激安攻勢を止めなければ、こちらから停戦協定を持ち込む余地は大いにあり。(やられた分をやり返しているだけのこと。)」と記録あり。
2018年8月29日	この日の九州電力との面談を経て、翌30日に九州電力から得た情報を関西電力内で共有した。その後、九州電力が「取られた分は取り返す」方針であることを関西電力は社内で繰り返し共有した。
2018年9月14日	九州電力に対し、適切な競争は必要であるが、行き過ぎた競争はお互いのためにならないという趣旨のことを伝え、とりわけ九州エリアでの顧客獲得につきkWhを獲得するだけの営業に意味はないと考えているとの意見を伝達した。また、拠点開設は決まっていないとの説明をした。
2018年10月12日 (電話)	利益を度外視した安値競争を回避すること、公共入札の対応は今までどおり続けさせてもらうこと、九州エリア内に営業拠点は開設しないことを伝達した。
2018年11月2日	2018年10月12日に九州電力に伝えた事実が、九州電力の営業本部にも伝わっていることの確認を行った。
2018年11月16日	域外進出をした経緯や、進出時点ではJEPX価格を上回る範囲の経済合理性のある活動が前提であったこと、九州エリア内においては公共入札を中心に対応したこと、九州エリアには拠点を開設する予定はないことを伝達した。また、旧一般電気事業者間の競争について、JEPX価格を下回るような行き過ぎた低価格を提示していることがあり、新電力潰しと捉えられかねない懸念があること、中でも、九電みらいが最も安い価格水準であることを伝達した。さらに、JEPX価格を下回るような価格の場合、競争監視上問題になる可能性が高く、企画部門としては営業部門に対し、JEPX価格を下回るような経済合理性のない販売活動が行われないようガバナンスを効かせる方法として下限

	価格を新たに導入したこと、これに伴って、全エリアで以前のような安値販売はしなくなることを伝達した。
2018年12月3日 (電話)	関西電力の企画部門が、関西電力の営業部門より、九電みらいが極端に安い価格提示を続けているため、九州電力の企画部門にクレームを入れて欲しいと要請されており、営業の溜飲を下げるためにも、九州電力に電話をした。

461

462

4. 関西エリア外での競争縮小に関する意思決定について

463

関西電力は、2018年10月11日に行われた経営層が参加する会議において、関西エリア外での競争を縮小することを決定し、その方針を中部電力・中国電力・九州電力に伝えることとした。

466

467

5. 各社への競争縮小の伝達について

468

関西電力の経営層は、2018年10月～11月に掛けて、前記4. で決まった方針を中部電力・中国電力・九州電力の経営層に直接面会し又は電話し、伝達したと認識している。

470

471

6. 九電みらいの安値販売に対する懸念の表明について

472

2018年11月16日、関西電力の社員が九州電力の社員と面談し、域外進出をした経緯や、進出時点ではJEPX価格を上回る範囲の経済合理性のある活動が前提であったこと、九州エリア内においては公共入札を中心に対応したこと、九州エリアには拠点を開設する予定がないことを伝えた。また、旧一般電気事業者間の競争について、JEPX価格を下回るような行き過ぎた低価格を提示していることがあり、新電力潰しと捉えられかねない懸念があること、中でも九電みらいが最も安い価格水準であることを伝えた。

478

479

7. 中部電力の安値販売に対する懸念の表明について

480

2018年12月14日、関西電力の社員が中部電力の社員と面談し、直近では新電力よりも中部電力を含む旧一般電気事業者の方がJEPX価格を下回るような行き過ぎた低価格を提示しており、こうした行動は原価や費用についてきちんと考慮されていないのではないか、また、こうした行動がJEPXからの市場調達を中心としている新電力潰しと捉えられかねないとの懸念を伝えた。さらに、企画部門が営業部門に対してしっかりとガバナンスを効かせることによって極端な安売りが生じないようにすること、また、当委員会から不当販売として問題視されるリスクを解消すべきであるという趣旨の話をつづけた。

487

488

8. 一連の事案が発覚した経緯について

489

一連の事案は、2020年10月末以降、関西電力が公正取引委員会に対し、独占禁止法に基づく課徴金減免申請を行ったことにより公正取引委員会の調査が開始され、発覚したものである。

492

関西電力によれば、これは、2020年秋頃に、外部から独占禁止法上問題となる行為があるのではないかと情報がもたらされたため、速やかに社内調査を開始した結果によるものである。具体的には、外部からの情報提供を受け、コンプライアンス委員会委員長に相談した結果、社内執行部（法務部門）において社内調査を実施するよう指示を受けたことから、社外の法律事務所に調査全般を委嘱し、調査チームを組成するとともに、独占禁

496

497 止法実務に詳しい弁護士にも全般的な視点から適宜助言を依頼することとしたものであ
 498 る。なお、調査自体は委嘱した社外弁護士が主体的に実施し、関西電力法務部門は、事務
 499 局として活動し、メール・社内資料調査、ヒアリング調査及びデジタルフォレンジック調
 500 査を実施した。

502 9. 公正取引委員会から当委員会への情報提供について

503 これまでに当委員会として認定してきた事実を基にすれば、2023年3月30日付けで公
 504 正取引委員会から当委員会に対して行われた情報提供に係る項目のうち、以下の項目につ
 505 いては、関西電力が関わってきたものとの認定が可能であるため、今回の処分において考
 506 慮することとする。

507 (公正取引委員会からの情報提供及び当委員会としての認定)

公正取引委員会からの情報提供	当委員会としての認定
1 違反事業者により、独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと。	公正取引委員会が命令を行った事実には異論はない。
2 旧一般電気事業者及びその販売子会社は、会合等において、営業活動に関する情報交換を行っていたこと。また、旧一般電気事業者及びその販売子会社は、自社の供給区域外の顧客に営業活動を行う際に、当該区域を供給区域とする旧一般電気事業者に対して、「仁義切り」などと称して、当該顧客に営業活動を行うことなどに関する情報交換を慣習的に行っていたこと。当該情報交換は、旧一般電気事業者及びその販売子会社の代表者、役員級、担当者級といった幅広い層で行われていたこと。	関西電力は、中部電力・中国電力・九州電力に対し、「仁義切り」を行い、各エリア内に進出することを伝えた。関西電力としては、この「仁義切り」を役員クラスのみならず、その下のクラスにおいても行っていた。また、「仁義切り」を行った後も、頻繁に、中部電力・中国電力・九州電力・九電みらいの各階層の社員達と意見交換や情報交換を行っていた。
3 電力・ガス取引監視等委員会が、旧一般電気事業者及びその販売子会社の小売供給価格を監視するモニタリング調査を行っていたところ、旧一般電気事業者及びその販売子会社の中には、当該調査を行っていたことを利用し、他の旧一般電気事業者に対し、安値での小売供給に関して牽制等をしていた者がいたこと。	「牽制」との言葉の意味は必ずしも明らかではないが、関西電力は、少なくとも2018年11月16日には九州電力に対し、九電みらいの安値販売に対する懸念を表明し、2018年12月14日には中部電力に対し、同社を含む旧一般電気事業者の安値販売に対する懸念を表明した。
4 旧一般電気事業者の中には、競争により顧客移動が生じていることを示すために、価格競争によらず、相互に顧客を獲得することを企図していた者がいたこと。	関西電力が2017年10月に行った経営層が参加する会議に配布された資料において、「小売側においても相互参入の姿を見せることにより、非対称規制の撤廃を勝ち取ることが重要」、「見える形で電力間の需要の持ち合いを演出する」との文言が記載されており、この資料に基づく方針が承認された。

<p>5 旧一般電気事業者の中には、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電又は調達してきたところ、自社又はその販売子会社の小売価格及び自社の販売子会社に卸供給する価格を、当該販売子会社以外の新電力に卸供給を行う価格よりも安価に設定していた者がいたこと。</p>	<p>—</p> <p>※関西電力について、今回の報告徴収や現時点のヒアリング結果においては、該当する事実は確認されなかった。</p>
<p>6 旧一般電気事業者の中には、卸売市場への電気の供給量の絞り込みを行い、市場価格を引き上げることなどにより、外部からの調達に依存する新電力の競争力を低下させることを企図していた者がいたこと。</p>	<p>関西電力が2017年10月に行った経営層が参加する会議に配布された資料において、「各社が（ベースも含めた）供給力の絞り込みを行い、需給構造の適正化、ひいては市場価格の適正化を実現することが重要（これにより、固定費を持たず、インバランスに依存するような新電力を市場から退出させるとともに発電設備を有する我々の収益も一定程度改善することが期待）。」との文言が記載されており、この資料に基づく方針が承認された。</p>
<p>7 旧一般電気事業者の中には、新電力に対し、相対取引で電気の卸供給を行うに当たり、当該旧一般電気事業者の供給区域においては当該電気の小売供給を行わないように求めている者がいたこと。</p>	<p>—</p> <p>※関西電力について、今回の報告徴収や現時点のヒアリング結果においては、該当する事実は確認されなかった。</p>

508

509 第2. 事実関係を踏まえた関西電力に対する処分の考え方について

510

511 1. 電気事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度

512 (1) 関西電力は、独占禁止法上のリニエンシー制度を活用し、カルテルについての申告を自
513 ら行っており、当委員会が行った報告徴収においても、公正取引委員会の事実認定につい
514 て争わない旨を回答している。カルテルそのものは法に規定のある違反行為ではなく、当
515 委員会はカルテルの成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会か
516 らカルテルの違反行為者として認定されたこと自体、電気事業の健全な発達に対する信頼
517 を著しく損なうものと言える。

518 (2) また、前記第1の3. から7. のとおり、関西電力は、中部電力・中国電力・九州電力
519 (九電みらいを含む。)の経営層以下との間で本件情報交換等を長期にわたり頻繁に行い、
520 その中で競争制限の働きかけを継続して行ってきたことなども確認された。

521 かかる行為を行うことは、小売電気事業に係る適正な競争に対する信頼を著しく害する
522 ものであり、電力自由化の趣旨に反し、電気事業の健全な発達に極めて大きな支障を及ぼ
523 したと認められる。

524 (3) 需要家の利益の被害については、関西電力は、各エリアにおいて、特別高圧・高圧の需
525 要家に対する提案価格について、原価を下回るほどの水準で続けた後、利益を確保できる
526 水準に引き上げていったことを認めている。自由化部門における適正な料金水準について
527 は、事業者が利益を確保できない水準から最低限の利益を確保できる水準に引き上げるこ

528 とは、適切な競争環境の下で、個別事業者としての単独の判断で行われた場合は、通常の
529 営業行為であると考えられる。しかしながら、本件提案価格の改定において、他の旧一般
530 電気事業者と意思疎通した上で行っており、関西電力の一連の行為によって需要家の利益
531 が直接的にどの程度害されたのかを定量的に示すことは困難ではあるが、需要家の利益へ
532 の被害を生じさせたおそれがあるとの批判は免れないものである。

533 (4) また、第1の9. にて認定したとおり、公正取引委員会から当委員会に対し、2023年3
534 月30日付けで情報提供があった内容のうち、多くの項目については、当委員会として関
535 西電力において該当する事実を確認した。これらの事実も、電力自由化の趣旨に反し、適
536 正な競争を阻害しようとするものであり、電気事業の健全な発達に支障を及ぼすおそれの
537 あるものと言える。

538 2. 行為の悪質性・故意性・過失の程度、組織性・計画性の有無

539 今回の一連の事案については、関西電力は経営層が参加する会議において意思決定を行
540 った後、経営層以下の各階層において主体的に中部電力・中国電力・九州電力に働きかけ
541 を継続して行ってきたことが確認されている。したがって、かかる行為の悪質性・故意性、
542 組織性・計画性も認められる。

543 3. 法令遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制

544 第1の8. に記載のとおり、一連の事案は、関西電力の外部から独占禁止法上問題とな
545 る行為があるのではないかと情報がもたらされたことにより、関西電力が社内調査を行
546 うことにより発覚している。

547 他方で、発覚する以前の行為としては、経営層自らが意思決定を行い、各階層に指示を
548 行うことで各電力への対応を行っていることは明確である。

549 関西電力としては、本件事案発覚前から、役員や職員向けに法令遵守研修や独占禁止法
550 に関する研修等を実施してきていたところであるが、これらの研修等は効果を上げていな
551 かったと言わざるを得ず、経営層が率先して進めてきた一連の交渉経緯及びそれらの事実
552 に監査部門が気付くことができず、是正できなかった点に鑑みれば、法令遵守や内部監査、
553 コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であったものと認められる。

554 なお、関西電力においては、いわゆる金品受領問題を受け、2020年3月16日付でコン
555 プライアンス体制に係る業務改善命令を一体会社時代の関西電力が受けており、本件はそ
556 の命令後に自ら是正したのではなく、外部からの通報により発覚した事案となっている
557 点で、当時の関西電力における法令遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係
558 る社内体制がなお不十分であったことを基礎づけるものと言える。

559 4. 経営者の法令遵守に関する認識

560 上記のとおり、本事案は、当時の関西電力の経営層が主体的に意思決定を行い、進めて
561 きたものであることからすれば、当時の関西電力における経営層の法令遵守に関する意識
562 は極めて低かったものと認められる。

563 以上

572 本書記載の事実認定は、中部電力ミライズ株式会社（以下「中電ミライズ」という。）に対
573 し、電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）が2023年3月30日付けで行
574 った、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第114条第2項の規定によ
575 り委任された法第106条第3項の規定の権限に基づく報告徴収（以下「報告徴収」という。）
576 や中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）及び中電ミライズに対するヒアリングの結
577 果に基づき、当委員会が行うものである。

578 ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下
579 「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為（カルテル）
580 の成否については、当委員会として何らかの認定をするものではなく、また、中部電力及び中
581 電ミライズに関する当委員会の事実認定の内容についても、中部電力及び中電ミライズは、今
582 後、カルテルに関する取消訴訟等の中で争い、別の事実を主張する可能性があることを前提と
583 して明記する。

584 なお、中電ミライズは、2020年4月1日付けで、法第2条の7第1項の規定により、中部
585 電力の小売電気事業者の地位を承継している。

587 第1. 勧告の前提となる事実関係

589 1. 公正取引委員会による認定について

590 2023年3月30日に公正取引委員会が行った、旧一般電気事業者らに対する排除措置命
591 令及び課徴金納付命令等において、中部電力及び中電ミライズは、関西電力株式会社（以
592 下「関西電力」という。）とともに、カルテルを行っていたものと認定された。

593 中部電力及び中電ミライズは、これらの命令に対し、公正取引委員会との間で、事実認
594 定と法解釈について見解の相違があることを理由として、同日付けで、取消訴訟を提起す
595 ることを決定し、公表した。また、当委員会が同日付けで行った報告徴収に対し、中電ミ
596 ライズは、公正取引委員会が行った当該認定を争う旨を回答したものである。

598 2. 関西電力による中部エリア内の進出について

599 関西電力は、2017年11月、「仁義切り」と称して中部エリア内で顧客の獲得のための
600 営業活動を開始する旨を中部電力に伝えた。ただし、中部電力は、関西電力からの連絡が
601 なくとも、顧客等からの情報により、関西電力が中部エリアにおいて営業を開始したこと
602 を認識していた。

604 3. 関西電力との間の相互のエリアにおける小売電気事業の情報等に関するやり取りについ 605 て

606 遅くとも前記2.以降、中部電力（2020年4月以降は中電ミライズ）は、その経営層を
607 含む者において、2020年9月までの間、関西電力の経営層を含む者との間で、意見・情
608 報交換を頻繁に行った。

609 意見・情報交換の内容は多岐にわたり、当委員会として、その全てに問題があると認定
 610 するものではないが、中部電力は、関西電力との間で、相互のエリアにおける販売状況や
 611 域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り
 612 （関西電力から一方的に説明を聞いたものも含む。以下「本件情報交換等」という。）が
 613 含まれるものを行ったことが一定回数以上確認された。

614 以下は中部電力が関西電力との面談や電話等の記録を残しているもののうち、当委員会
 615 として本件情報交換等に該当する可能性があると考えられるものである。ただし、中部電力が
 616 関西電力との面談の内容を記録していないものもあり、また、中部電力は、公正取引委員
 617 会による排除措置命令及び課徴金納付命令について取消訴訟を提起する方針を表明して
 618 おり、これらの事実については、取消訴訟の中で確定されるべきと考えているため、不開
 619 示を希望している。

年月日	内容（中部電力側の記録、認識）
2017年11月10日	関西電力経営層が中部電力経営層を訪問した。ただし、中部電力側は議事録等を残しておらず、内容不明としている。
2017年11月13日	関西電力経営層と中部電力経営層が懇親を行った。ただし、中部電力側は議事録等を残しておらず、内容不明としている。
2017年11月16日	関西電力経営層が中部電力経営層を訪問した。ただし、中部電力側は議事録等を残しておらず、内容不明としている。
2018年1月24日	中部電力経営層と関西電力経営層とが懇親を行った。ただし、中部電力側は議事録等を残しておらず、内容不明としている。
2018年2月26日	関西電力経営層が中部電力経営層を訪問した。ただし、記録が残っておらず、その内容が推測に基づくため、中部電力は不開示を希望している。
2018年7月10日	関西電力経営層が中部電力経営層を訪問した。ただし、中部電力側は議事録等を残しておらず、内容不明としている。
2018年9月下旬 (電話)	関西電力から中部電力に電話をした。ただし、中部電力はその内容について不開示を希望している。
2018年10月2日	関西電力社員と中部電力社員が懇親を行った。ただし、記録が残っておらず、その内容が推測に基づくため、中部電力は不開示を希望している。
2018年10月5日	関西電力経営層と中部電力経営層が懇親を行った。ただし、中部電力はその内容について不開示を希望している。
2018年11月2日	関西電力経営層が中部電力経営層を訪問した。ただし、中部電力はその内容について不開示を希望している。
2018年11月30日 (電話)	中部電力社員が関西電力社員に電話をした。ただし、記録が残っておらず、その内容が推測に基づくため、中部電力は不開示を希望している。
2018年12月10日	中部電力東京支社の社員と関西電力東京支社の社員が東京で懇親を行った。ただし、中部電力はその内容について不開示を希望している。
2018年12月14日	関西電力社員が中部電力社員を訪問した。ただし、中部電力はその内容について不開示を希望している。
2018年12月17日	中部電力から株式会社 JERA（以下「JERA」という。）に出向中の社員と関西電力の社員が東京で懇親を行った。詳細は後記4. を参照。

2018年12月18日 (電話)	中部電力社員が関西電力社員に電話をした。ただし、中部電力はその内容について不開示を希望している。
2018年12月26日	中部電力社員が関西電力社員と懇親を行った。ただし、中部電力はその内容について不開示を希望している。
2019年1月15日	中部電力社員が関西電力社員を訪問した。ただし、中部電力はその内容について不開示を希望している。
2019年1月16日	中部電力社員と関西電力社員とが外部団体の会合で会話をした。ただし、中部電力はその内容について不開示を希望している。
2019年1月23日	中部電力経営層と関西電力経営層が懇親を行った。ただし、中部電力側は議事録を残しておらず、内容不明としている。
2019年1月29日	関西電力社員が中部電力社員を訪問した。ただし、中部電力はその内容について不開示を希望している。
2019年1月30日	関西電力社員が中部電力社員を訪問した。ただし、中部電力はその内容について不開示を希望している。
2019年2月6日	関西電力社員が中部電力社員を訪問した。ただし、中部電力側は議事録等を残しておらず、内容不明としている。
2019年2月18日～ 19日	中部電力社員が関西電力社員に連絡をした。ただし、記録が残っておらず、その内容が推測に基づくため、中部電力は不開示を希望している。
2020年9月7日	関西電力社員と中部電力社員とが懇親を行った。ただし、記録が残っておらず、その内容が推測に基づくため、中部電力は不開示を希望している。

620

621

4. 関西電力の営業について

622

2018年12月17日、中部電力から JERA に出向中の社員が関西電力の社員と東京で懇親を行った際、関西電力の社員から、中部電力より未だに活発に営業しているとの疑念を抱かれているとの趣旨の発言があったことを記録していた。

623

624

なお、中部電力に当該記録についての認識を確認したところ、関西電力の営業活動に対して疑念を抱くような関係にはなく、上記内容は事実と反するとの説明があった。

625

626

627

5. 特定の顧客に対する料金水準の提案経緯について

628

2019年1月23日、中部電力の社内において、1人の社員から、2018年時点で、関西電力の依頼を受けて、特定の個社に対し、あえて競争力のない料金水準で提案したことがあるとの経緯の報告がメールで行われた。

629

630

なお、中部電力に本メールについての認識を確認したところ、当該メールは、送付した社員の事実誤認に基づくものであり、事実と反するとの回答であった。

631

632

6. 関西電力社員との懇親における不適切な経理処理について

633

2019年1月30日、関西電力の社員2名が中部電力を訪問し、中部電力社員3名とともに会議室で意見交換を行った後、夕食を兼ねた懇親会と二次会を行い、2件の飲食店を訪問した。この懇親会と二次会の代金については、中部電力の地元である名古屋市内で開催したため、中部電力が負担をしたところ、中部電力社内の交際費の処理手続において、懇親の相手方が関西電力の社員2名ではなく、別の会社の社員3名と記録された上

634

635

636

637

638

639

640

641 で処理されていた。

642 なお、中部電力及び中部電力ミライズからは、上記のような不適切な経理処理について、既に再発防止策を講じているとの補足説明があった。

645 第2. 事実関係を踏まえた中電ミライズに対する処分の考え方について

647 1. 電気事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度

648 (1) 中部電力及び2020年4月以降にその小売電気事業者としての地位を継承した中電ミライズは、公正取引委員会によるカルテルの認定や排除措置命令、課徴金納付命令に対して取消訴訟を提起することとしている。当委員会はカルテルの成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会からカルテルを理由として排除措置命令等を受けたこと自体、電気事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものと言える。

653 (2) また、前記第1の3. のとおり、当時の中部電力は関西電力との間で、経営層を含む者において、意見・情報交換を長期にわたり頻繁に行ってきたものである。意見・情報交換の内容は多岐にわたり、その全てに問題があると認定するものではないが、中部電力は、関西電力との間で、本件情報交換等を行ったことが一定回数以上確認された。かかる行為を行うことは、適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣旨に反し、少なくとも電気事業の健全な発達に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。

659 (3) 中部電力及び中電ミライズのかかる行為によって、需要家の利益が直接的にどの程度害されたのかを定量的に示すことは困難ではあるが、需要家の利益への被害を生じさせたおそれがあるとの批判は免れないものである。

663 2. 行為の悪質性・故意性・過失の程度、組織性・計画性の有無

664 当時の中部電力及び中電ミライズが関西電力との間で行った意見・情報交換の少なくとも一部には経営層の関与が認められるほか、関西電力との間の社員同士の懇親会について、その存在を確認しにくくするような不適切な経理処理が行われていたことも確認された。したがって、かかる行為の悪質性・故意性、組織性・計画性も認められる。

669 3. 法令遵守・内部監査・コンプライアンス・リスク管理に係る社内体制

670 前記1. 及び2. のとおり、当時の中部電力は、関西電力との間において本件情報交換等を一定回数以上含む意見・情報交換を長期にわたり頻繁に行っており、意見・情報交換の少なくとも一部には経営層の関与が認められる。また、関西電力との間でかかる意見・情報交換が継続していた間、社内において、監査や適切な部署への通報等により本件情報交換等が是正されたことは確認できない。

675 したがって、当時の中部電力における法令遵守・内部監査・コンプライアンス・リスク管理に係る社内体制が不十分であったことは明らかである。

678 4. 経営者の法令順守に対する認識

679 上記のとおり、本事案は、当時の中部電力の経営層の一定以上の関与が認められるものであることからすれば、当時の中部電力における経営層の法令遵守に関する認識は不十分であったと認められる。

以上

686 本書記載の事実認定は、中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）に対し、電力・ガ
687 ス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）が2023年3月30日付けで行った、電気事
688 業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第114条第2項の規定により委任された
689 法第106条第3項の規定の権限に基づく報告徴収（以下「報告徴収」という。）やヒアリング
690 の結果に基づき、当委員会が行うものである。

691 ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下
692 「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為（カルテ
693 ル）の成否については、当委員会として何らかの認定をするものではなく、また、中国電力
694 に関する当委員会の事実認定の内容についても、中国電力は、今後、カルテルに関する取消
695 訴訟等の中で争い、別の事実を主張する可能性があることを前提として明記する。

697 第1. 勧告の前提となる事実関係

699 1. 公正取引委員会による認定について

700 2023年3月30日に公正取引委員会が行った、旧一般電気事業者らに対する排除措置
701 命令及び課徴金納付命令等において、中国電力は、関西電力株式会社（以下「関西電
702 力」という。）とともに、カルテルを行っていたものと認定された。

703 中国電力は、当委員会が2023年3月30日付けで行った報告徴収に対し、公正取引委
704 員会が認定した事実については検討中である旨を回答していたが、その後、当該排除措
705 置命令及び課徴金納付命令に対し、事実認定と法解釈において同社と公正取引委員会と
706 の間で一部に見解の相違があることを理由として、2023年4月28日付けで、取消訴訟
707 を提起することを決定し、公表したものである。

709 2. 関西電力による中国エリア内への進出について

710 中国電力の経営層は、2017年11月、関西電力の経営層から、中国エリア内で相対顧
711 客の獲得のための営業活動を開始する旨及び中国エリア内の官公庁入札に参加する旨を
712 聞き、その情報を社内で共有していた。

713 これ以降、中国電力は、中国エリア内の需要家に対して、関西電力が提案した価格よ
714 り安い価格を提案したり、関西エリア内の需要家に対して、関西電力の契約価格より安
715 い価格を提案したりするなどの営業活動を開始した。

717 3. 中国電力の営業活動方針の見直しについて

718 中国電力は、収支の悪化を受けて2018年6月頃から収支改善策を検討し、同年9月、
719 経営層の出席する会議において、収益性向上のため需要家への提案価格に下限価格を設
720 定した。

721 中国電力は、2018年7月から同年11月頃までの間に、関西電力との間で複数回面談
722 等を行い、経営層以下同士の面談等において、関西電力から、同社が中国エリアでの積
723 極的な提案活動を控えることなどを伝えられた。

724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740

4. 中国エリア内における入札案件に関する関西電力への要請について

中国電力の経営層以下の者は、少なくとも2018年1月及び同年12月に、関西電力に対し、中国エリア内の複数の公共施設による入札案件について、入札参加等への配慮を求めた。

5. 関西電力との間の小売電気事業の情報等に関するやり取りについて

遅くとも前記2.以降、中国電力は、2020年12月までの間、関西電力との間で、前記2.ないし4.の内容を含め、相互のエリアにおける販売状況や域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り（関西電力から一方的に説明を聞いたものも含む。以下「本件情報交換等」という。）を頻繁に行った。

こうしたやり取り等は、中国電力の経営層が自ら行うこともあれば、部長・課長クラス、さらには、東京支社の社員によって行われることもあった。また、経営層以外の者によって行われた意見交換等の内容は、経営層に対して情報共有されることがあった。

中国電力と関西電力との間の本件情報交換等のうち、中国電力がその内容を記録しているものを中心に示したものが以下である。

年月日	内容（中国電力側の記録、認識）
2017年11月8日	関西電力から、関西電力による中国エリアでの営業を開始した旨を聞き取った。
2017年11月21日	関西電力から、関西エリア・中国エリアでの値下げ合戦が続くことへの懸念等を聞き取った。
2017年11月22日	関西電力から、関西電力が需要家に提案する基本的な価格水準のレベル感を聞き取った。
2017年11月29日	関西電力の中国エリアにおける人員配置状況等を聞き取った。
2017年12月12日	関西電力から、中国エリア・中部エリアに進出する経緯及び価格水準のレベル感を聞き取った。
2018年1月4日	中国電力が関西電力に対し、中国エリア内の複数の公共施設による電力の入札案件について、入札参加等への配慮を求めた。
2018年2月8日	他エリアへの進出に関する認識について話をした。
2018年3月13日 2018年3月14日 2018年3月22日	関西電力から、関西エリアにおける競争状況や中国エリアにおける活動状況を聞き取った。
2018年4月26日 2018年5月15日	両者間の競争に関する考え方について話をした。
2018年6月1日 2018年6月11日 2018年6月15日	関西電力から、関西エリア外の競争状況や、営業方針の見込みを聞き取った。
2018年7月10日	旧一般電気事業者間の競争に対する認識について話をした。
2018年7月23日 2018年7月27日	関西電力から、関西エリア外における活動状況や、販売量から価格重視への転換を検討している旨を聞き取った。
2018年8月30日	関西電力から、同社が中国エリア内の特別高圧及び高圧大口需要家への営業活動を停止する方針であることを聞き取った。

2018年9月20日	関西電力から、経営企画室を中心として営業方針について検討中である旨、同社の各役員の考え方、新電力の活動状況等を聞き取った。
2018年10月9日 2018年10月16日	関西電力から、同社内において中国エリアでの販売自重について大枠合意したこと、及び同エリアの営業要員を引きあげる予定であること等を聞き取った。
2018年10月23日	関西電力から、中国エリアにおける営業方針について、新規獲得の中止を決定したことを聞き取った。 関西電力から、「本音を言えば中国電力による関西エリアの営業活動についても縮小方向でお願いできればと思っている」と聞き取った。
2018年11月8日	関西電力から、同社が中国エリアでの積極的な提案活動を控えることなどを伝えられた。 中国電力から、関西電力に対して、官公庁入札について価格水準引き上げの可能性を確認したところ、困難と回答があった。
2018年11月12日 2018年11月29日	関西電力から、営業活動を縮小する旨等を聞き取った。
2018年12月11日	中国電力が関西電力に対し、中国エリア内の複数の公共施設による電力の入札案件について、入札参加等への配慮を求めた。
2018年12月17日	関西電力から、中国エリアにおける活動状況と今後の見込み、中国エリア内での下限価格のレベル感を聞き取った。
2018年12月20日	中国電力から、関西電力の中国エリアにおける営業方針見直しを踏まえ、中国電力の関西エリアでの販売活動を縮小する方向等を説明した。
2019年1月18日	関西電力から、営業活動の縮小状況等を聞き取った。
2019年2月14日 2019年2月18日	関西電力から、中国エリアにおける営業活動の状況等を聞き取った。
2019年4月25日	互いの相手方エリア内における活動状況等について情報交換をした。
2019年5月24日	関西電力から、中国エリアでの提案価格をコントロールしていく考えであること等を聞き取った。
2019年7月31日 2019年8月19日	関西電力から、中国エリアの特定の大口顧客に料金提案を行う予定である旨の情報提供を受けた。
2019年9月24日	関西電力から、料金は安易に下げてはいけないとの認識を聞き取った。
2020年2月13日	関西電力から、関西エリアにおける需要家との値上げ交渉の状況等を聞き取った。
2020年7月29日	関西電力から、東京エリア・中国エリア・中部エリアにおける関西電力の活動状況等を聞き取った。
2020年10月23日	関西電力から、同社が販売活動を縮小していることを需要家等に言わないよう釘を刺された。
2020年12月22日	関西電力から、関西エリア内外の競争状況や、関西電力の現在の営業活動は首都圏が中心となっていることなどを聞き取った。

742 第2. 事実関係を踏まえた中国電力に対する処分の考え方について

743

744 1. 電気事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度

745 (1) 中国電力は、公正取引委員会によるカルテルの認定や排除措置命令、課徴金納付命令に

746 対して取消訴訟を提起することとしている。当委員会はカルテルの成否について何らかの

747 認定を行うものではないが、公正取引委員会からカルテルを理由として排除措置命令等を

748 受けたこと自体、電気事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものと言える。

749 (2) また、前記第1の2. から5. のとおり、中国電力は、関西電力との間で長期にわたり

750 本件情報交換等を行っていた上、その中で関西電力に対して中国エリアにおける入札参加

751 等への配慮を求めていたことなども確認された。

752 かかる行為を行うことは、適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自

753 由化の趣旨に反し、電気事業の健全な発達への支障が生じたと認められる。

754 (3) 需要家の利益の被害については、中国電力は、関西電力が中国エリア内における積極的

755 な提案活動を控えることなどの情報を同社から入手していたことや、関西電力に対して中

756 国エリアにおける入札参加等への配慮を求めていたことなどが認められる。

757 中国電力のかかる行為によって需要家の利益が直接的にどの程度害されたのかを定量的

758 的に示すことは困難ではあるが、需要家の利益への被害を生じさせたおそれがあるとの批

759 判は免れないものである。

760

761 2. 行為の悪質性・故意性・過失の程度、組織性・計画性の有無

762 中国電力が関西電力との間で行った本件情報交換等は、経営層が自ら行ったもののほか、

763 経営層に対してその内容が共有されていたものもあることから、少なくとも一部には経営

764 層の関与も認められる。したがって、かかる行為の悪質性・故意性、組織性・計画性も認

765 められる。

766

767 3. 法令遵守・内部監査・コンプライアンス・リスク管理に係る社内体制

768 前記1. 及び2. のとおり、当時の中国電力は、関西電力との間において本件情報交換

769 等を長期にわたり頻繁に行っており、少なくとも一部には経営層の関与が認められる。ま

770 た、関西電力との間で本件情報交換等が継続していた間、社内において、監査や適切な部

771 署への通報等によりこれが是正されたことは確認できない。

772 したがって、当時の中国電力における法令遵守・内部監査、コンプライアンス・リスク

773 管理に係る社内体制が不十分であったことは明らかである。

774

775 4. 経営者の法令遵守に関する認識

776 上記のとおり、本事案は、当時の中国電力の経営層の一定以上の関与が認められるもの

777 であることからすれば、当時の中国電力における経営層の法令遵守に関する認識は不十分

778 であったと認められる。

779

以上

780

784 本書記載の事実認定は、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）及び九電みらいエ
785 ナジー株式会社（以下「九電みらい」という。）に対し、電力・ガス取引監視等委員会（以下
786 「当委員会」という。）が 2023 年 3 月 30 日付けで行った、電気事業法(昭和 39 年法律第 170
787 号。以下「法」という。)第 114 条第 2 項の規定により委任された法第 106 条第 3 項の規定の
788 権限に基づく報告徴収（以下「報告徴収」という。）の結果に基づくものである。

789 ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下
790 「独占禁止法」という。）第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為（カルテル）
791 の成否については、当委員会として何らかの認定をするものではなく、また、九州電力及び九
792 電みらいに関する当委員会の事実認定の内容についても、九州電力及び九電みらいは、今後、
793 何らかの形で争い、別の事実を主張する可能性があることを前提として明記する。

795 第 1. 勧告の前提となる事実関係

797 1. 九州電力と九電みらいの関係について

798 九電みらいは、九州電力の完全子会社である。九州電力、九州電力みらいとともに小売
799 電気事業を営んでいるが、2017 年から 2020 年当時、九州電力は主に九州エリア内におい
800 て、九電みらいは関西エリアを含む九州エリア外においてそれぞれ電力供給を行っていた
801 ものである。

803 2. 公正取引委員会による認定について

804 2023 年 3 月 30 日に公正取引委員会が行った、旧一般電気事業者らに対する排除措置命
805 令及び課徴金納付命令等において、九州電力及び九電みらいは、関西電力株式会社（以下
806 「関西電力」という。）とともに、カルテルを行っていたものと認定された。

807 九州電力及び九電みらいは、当委員会が 2023 年 3 月 30 日付けで行った報告徴収に対
808 し、公正取引委員会と九州電力及び九電みらいとの間において事実認定等に関して見解の
809 相違があることから、各命令の内容を精査・確認のうえ、今後の対応を慎重に検討してい
810 く旨を回答したものである。

812 3. 九電みらいと関西電力による互いのエリアへの進出について

813 九州電力及び九電みらいは、2017 年 12 月頃、関西電力の経営層からの説明（いわゆる
814 「仁義切り」）等により、関西電力が九州エリアに進出することを知った。

815 また、九州電力及び九電みらいは、九電みらいが関西エリアにおいて営業活動を行うと
816 いう対抗方針を採ることとした。

818 4. 関西電力による関西エリア外での競争縮小方針について

819 九州電力の経営層は、2018 年 8 月、関西電力の経営層から原子力政策に関して面談の
820 打診があり、それに応じたところ、その面談の途中で、関西電力の経営層が、電気につい
821 ての関西電力の料金政策は、多様な視点から、他社との間で消耗戦にならないようにして

822 いる旨発言したため、九州電力の経営層は、電気の安定供給を害しかねないような極端な
823 安値は抑えるべきである旨述べたとしている。

824 また、九州電力の経営層は、2018年10月、関西電力の経営層から原子力事業者間での
825 連携等について電話で連絡を受けたところ、その電話の途中で、関西電力の経営層が、関
826 西電力が九州エリアに事務所を開設しないこととなったことや、値崩れをしてまでの競争
827 はしないことなどを告げたため、これに対して、「そうですね」と述べたとしている。

828 さらに、九州電力の記録によれば、2018年12月に、関西電力の企画部門の社員から九
829 州電力の企画部門の社員に対して電話連絡があった際、九州電力の企画部門の社員は、関
830 西電力の説明内容については九州電力の営業部門内上層部まで共有している、九電みらい
831 にも共有しているが、競争環境が変われば営業方針が変わるのも当然と考える等と回答し
832 たとしている。

833 他方で、九州電力の経営層から、2019年2月には、「今の戦場のような状況は5年は続
834 く。ぼーっとしている時間はない」「東電・関電が攻めてきている・・・我々はその東電・関
835 電を排除しなければならない」との発言がなされている。また、九州電力と九電みらい双
836 方の経営層や本部長等が出席するグループ内会議において、九州電力の経営層から「当面
837 の戦場は関東と関西は変更しない。ただし、関西は相手の動きを無視して、勝手に荒らす
838 のはいかがかと思う。・・・攻めればとりあえず獲得できるが、いずれ反撃を受ける。闇雲
839 に境界を荒らすのは、長期には損となると考えている。」との発言がなされている。

841 5. 関西電力との間の小売電気事業の情報等に関するやり取りについて

842 遅くとも2017年10月から2020年9月までの間、九州電力及び九電みらいは、関西電
843 力との間で、前記3. 及び4. の内容を含め、相互のエリアにおける販売状況や域外進出
844 の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り（関西電
845 力から一方的に説明を聞いたものも含む。以下「本件情報交換等」という。）を頻繁に行
846 った。

847 こうしたやり取り等は、九州電力の経営層が自ら行うこともあれば、本部長・部長クラ
848 ス、さらには、東京支社の社員や九電みらいの社員によって行われることもあった。また、
849 経営層以外の者によって行われた意見・情報交換等の内容は、経営層に対して情報共有さ
850 れることがあった。

851 九州電力又は九電みらいと関西電力との間の本件情報交換等のうち、九州電力又は九電
852 みらいがその内容を記録しているものを中心に示したものが以下である。

年月日	内容（九州電力・九電みらい側の記録）
2017年10月5日	関西電力から、域外供給の方針等に関する発言があった。
2017年11月29日	関西電力から、九州を積極的に攻めるつもりはない旨等の発言があった。
2017年12月21日	関西電力から、域外供給の方針等に関する発言があった。
2017年12月22日	関西電力から、九州エリアで小売を行うこととなった旨等の発言があった。
2018年2月6日	関西電力から、中部・中国・九州エリアにおける関西電力の活動状況等に関する発言があった。

2018年2月8日	関西電力から、九州エリアについて、相対については引き合いがあれば応じるスタンスであることや、特定の需要家の相見積りには参加する見通しであることなどの発言があった。
2018年3月27日	九州電力から関西電力に対し、「仁義切り」と称して、九電みらいが関西エリアに進出する旨を電話で伝えた。
2018年3月30日	関西電力から、九州電力による域外進出に対する関西電力の受け止め方等に関する発言があった。
2018年5月9日	関西電力から、九州エリアへの営業活動に関する関西電力役員の考え方等に関する発言があった。
2018年6月12日	関西電力から、九電みらいの関西エリアにおける応札価格に対する認識等に関する発言があった。
2018年6月13日	関西電力から、九州エリアへの事務所設置、西日本地域の人員配置の見通し等に関する発言があった。
2018年8月3日	関西電力と九州電力の経営層同士の意見交換のなかで、関西電力側から、消耗戦に陥らないように営業部門と企画部門が協調しているとの発言があった。
2018年8月6日	関西電力から、域外進出の経緯等に関する発言があった。
2018年8月29日 ～2018年9月6日	関西電力から、九州エリアへの事務所開設を含む営業方針の検討状況に関する発言があった。
2018年9月14日	関西電力と九州電力の経営層同士の意見交換のなかで、関西電力側から、関西エリア外の入札の値段を上げていく旨等の発言があった。
2018年10月12日	関西電力の経営層から九州電力の経営層に対して、九州事務所の設立をしないこと、値崩れしてまでの競争はしない方針であること、健全な競争をしたい意向であることの発言があった。
2018年10月17日 ～2018年11月10日	関西電力から、同社の営業方針や、九電みらいの提案価格に対する関西電力社内の受け止め等に関する発言があった。
2018年11月16日 ～2018年12月2日	関西電力から、同社の営業方針の変遷の経緯や、今後の営業方針に関する発言があった。
2018年12月3日	関西電力からの電話での問い合わせに対して、関西電力による説明内容について、九州電力の営業部門内上層部まで共有していること、九電みらいにも共有していること等を回答した。
2019年1月9日	関西電力から、関西エリアにおける九電みらいの活動状況、特定の大口需要家に対する提案活動等に関する発言があった。
2019年4月8日	関西電力から、九電みらいの営業活動の状況に対する認識、不当販売に係る公正取引委員会との対応状況等に関する発言があった。
2019年6月10日	関西電力から、エリア内外の営業状況、個別の大口需要家に対する営業状況等に関する発言があった。
2019年9月4日	関西電力から、関西エリアにおける競争事業者の動向や、小売モニタリングを踏まえ小売料金をもう一段上げていきたいと考えている旨等の発言があった。
2019年11月7日	関西電力から、九電みらいに対して、九州エリアにおける活動状況、関西電力が九州に事務所を開設するという話が立ち消えになった経緯、九州電力との競争状況等に関する発言があった。

2020年9月15日

九電みらいから、同社の関西エリアにおける営業活動状況等に関する発言があった。

第2. 事実関係を踏まえた九州電力及び九電みらいに対する処分の考え方について

1. 電気事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度

- (1) 九州電力及び九電みらいは、公正取引委員会による排除措置命令等における事実認定等に対する具体的な見解を明らかにしていない。当委員会はカルテルの成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会からカルテルを理由として排除措置命令等を受けたこと自体、電気事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものと認められる。
- (2) また、前記第1の3. ないし5. のとおり、九州電力及び九電みらいは、関西電力との間で長期にわたり頻繁に相互のエリアにおける販売状況や域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取りを行っていたことが確認された。

かかる行為を行うことは、適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣旨に反し、電気事業の健全な発達に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。

- (3) 需要家の利益の被害については、九州電力及び九電みらいは、関西電力が九州エリア内における積極的な提案活動を控えることなどの情報を、同社から入手していたことが認められる。

九州電力及び九電みらいのかかる行為によって需要家の利益が直接的にどの程度害されたのかを定量的に示すことは困難ではあるが、需要家の利益への被害を生じさせたおそれがあるとの批判は免れないものである。

2. 行為の悪質性・故意性・過失の程度、組織性・計画性の有無

九州電力及び九電みらいが関西電力との間で行った本件情報交換等は、経営層が自ら行ったもののほか、経営層に対してその内容が共有されていたものもあることから、少なくとも一部には経営層の関与が認められる。したがって、かかる行為の悪質性・故意性、組織性・計画性も認められる。

3. 法令遵守・内部監査・コンプライアンス・リスク管理に係る社内体制

前記1. 及び2. のとおり、九州電力及び九電みらいは、関西電力との間において本件情報交換等を長期にわたり頻繁に行っており、少なくとも一部には経営層の関与が認められる。また、関西電力との間で本件情報交換等が継続していた間、社内において、監査や適切な部署への通報等によりこれが是正されたことは確認できない。

したがって、当時の九州電力及び九電みらいにおける法令遵守・内部監査・コンプライアンス・リスク管理に係る社内体制が不十分であったことは明らかである。

4. 経営者の法令順守に対する認識

上記のとおり、本事案は、当時の九州電力及び九電みらいの経営層の一定以上の関与が認められるものであることからすれば、当時の九州電力及び九電みらいにおける経営層の法令遵守に関する認識は不十分であったと認められる。

以上